



JAPAN LEGAL UPDATE

IP

不正競争防止法等の一部を改正する法律案の国会提出

平成30年2月27日、不正競争防止法等の一部を改正する法律案（以下「不競法等改正法案」といいます。）が閣議決定され、国会に提出されました。

不競法等改正法案は、情報技術が発展する中、データの利活用を促進するための環境を整備すること等を立法目的とするものであり、工業標準化法、特許法及び弁理士法の改正も含まれますが、とりわけ重要なのは不正競争防止法の改正です。中でも、ID・パスワードの設定や暗号化等の方法によって管理された技術上又は営業上の情報の不正な取得、使用及び開示が新たな不正競争行為類型として追加されていることが注目されます。

現行の不正競争防止法においても、営業秘密の不正な取得、使用及び開示は不正競争行為と定められ、救済手段の対象となりますが、不競法等改正法案によれば、不正競争防止法上の営業秘密に該当しなくても、法定の管理要件を満たした技術上又は営業上の情報であれば、その不正な取得、使用及び開示に対して差止請求や損害額推定といった不正競争防止法上の実効的な救済手段が与えられることとなります。

不競法等改正法案は、一部を除き公布日から1年6か月以内に施行される予定です。不競法等改正法案が成立した場合、多数の企業の情報管理実務に少なからぬ影響を及ぼすことが予想されます。

IP

著作権法の一部を改正する法律案の国会提出

平成30年2月23日、著作権法の一部を改正する法律案（以下「著作権法改正法案」といいます。）が閣議決定され、国会に提出されました。著作権法改正法案は、情報通信技術の進展に伴い、著作権者の許諾を受けることなく、著作物を自由に利用できる範囲を広げることが目的とするものです。日本の著作権制度における権利制限は、米国の「フェアユース」とは異なり、許諾を得なくても自由に利用することが可能となる場合を、法律の規定により限定列举する形式を採用しているところ、著作権法改正法案は、当該限定列举の範囲を拡大するものです。

特に注目に値するのは、著作権法改正法案が、情報関連産業の促進を念頭に置いて、次のような内容の規定を法律案に盛り込んだことです。

1. 著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のための著作物の利用につき、許諾なく行える旨定める規定。例えば書籍の一部を検索結果として表示する書籍検索サービスのように、コンピュータによって著作物の複製がされるものの、著作物の表現が人に知覚されない場合がこれに該当します。
2. 情報技術の進展に伴い、将来新たな著作物の利用促進に資する行為が生まれた場合にも、一定の範囲で許諾を得ずに著作物を利用できる旨定める規定。当該規定は、現時点で存在しない著作物の利用形態についても、法律改正によらずに柔軟に適法性を認めるという意味で「フェアユース」に近い考え方を採用し、イノベーションの創出の促進を企図するものです。

著作権法改正法案の施行日は、一部を除き平成31年1月1日となる予定です。著作権法改正法案が成立した場合、AI、IoT等の分野における先進的な技術開発を加速することが期待されます。

Corp.

消費者契約法の一部を改正する法律案の国会提出

平成30年3月2日、消費者契約法の一部を改正する法律案（以下「消契法改正法案」といいます。）が閣議決定され、国会に提出されました。

消契法改正法案は、社会生活上の経験不足を不当に利用し不安を煽って行う勧誘等を契約取消事由となる不当な勧誘行為の類型に追加するとともに、故意を必要とした現行の不実告知による契約取消について重過失で足りるものとししました。また、消費者の後見等開始を理由とする解除条項と事業者の責任の有無を自ら決定する権限を付与する条項を、無効となる不当契約条項に追加しました。なお、契約条項の作成と情報提供が事業者の努力義務として明記されています。

消契法改正法案は、法案上は公布日から1年経過後に施行され、それまでに締結された消費者契約には適用されないこととなっています。追加される不当契約条項は実務上目にすることもありますので、消契法改正法案が成立した場合、事業者は改正内容を踏まえて契約条項を確認するとともに、勧誘方法についても改正法との整合性に留意する必要があります。

General

改正刑事訴訟法の施行日決定 平成30年3月22日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、いわゆる司法取引制度の導入等を含む改正刑事訴訟法が同年6月1日から施行されることとなりました。また、同時に公布された別の政令により、租税に関する法律を含む48の法律の罪並びにいわゆる特別贈収賄及び特別背任の罪が司法取引の対象となることが定められました。改正刑事訴訟法の概要については、[2016年6月号](#)をご参照下さい。

©2018 Jones Day. All rights reserved.

ご注意：ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し又は参照することはできません。本書で取り上げたトピックは、ジョーンズ・デイ東京オフィスが注意喚起の目的で選択したものにすぎず、日本の法律に関する最新情報を全て網羅するものではありません。